

(Q & A)

中間指針第二次追補Q & A（3月16日版） 目次

【1. 避難費用・精神的損害】

- 問1. 新たな避難指示区域が設定された地域における第3期の精神的損害はいくら賠償されるのか。また、いつまで賠償されるのか。
- 問2. 移住をする場合、どのような賠償がされるのか。避難を続けた方が得をするのではないか。
- 問3. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間は、何故本年8月末までなのか。今後、本年8月末までに帰還した場合には、帰還した時点で賠償は打ち切られるのか。
- （追加問）旧緊急時避難準備区域において、解除後の相当期間経過後も引き続き避難を継続した場合は、賠償されないのか。
- 問4. 旧緊急時避難準備区域において、第3期到来前に帰還した場合には賠償の対象にならないのか。また、避難したくてもできなかった者は賠償の対象にならないのか。

【2. 営業損害・就労不能等に伴う損害】

- 問5. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が具体的に示されていないが、いつまで賠償が受けられるのか。
- 問6. 営業損害・就労不能等に伴う損害について、の転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合とはどのような場合か。また、元の営業や就労を再開して得た収入は賠償額から控除されるのか。
- （追加問）特別の努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」とは、具体的にどういうものか。

【3. 財物価値の喪失又は減少等】

- 問7. 帰還困難区域における不動産価値が全額賠償された場合、所有権は東京電力株式会社に移転するのか。
- 問8. 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産は、全額の賠償がされないのか。また、その他の地域の不動産は賠償されないのか。
- 問9. 第二次追補では不動産にのみ言及されているが、動産（木材、車、農機具等）の価値減少分はどのように賠償されるのか。
- 問10. 本件事故により財物価値が喪失又は減少した不動産は買い取ってもら

(Q & A)

えるのか。

【4. 自主的避難】

問 1 1. 自主的避難について、平成 2 4 年 1 月以降はどのような場合が賠償の対象となるのか。どうして類型を示さないのか。

(Q & A)

【1. 避難費用・精神的損害】

問1. 新たな避難指示区域が設定された地域における第3期の精神的損害はいくら賠償されるのか。また、いつまで賠償されるのか。

(答)

1. 第3期における精神的損害の損害額（通常範囲の生活費の増加費用が含まれます。）は、以下のとおりです。
 - ① 避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円が目安となります。
 - ② 居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円が目安となりますが、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることもできます。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、一人月額10万円を賠償の対象となる期間に応じて追加することが考えられます。その場合、最大でも、下記③の損害額までを概ねの目安とすることが考えられるとされています。
 - ③ 帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円が目安となりますが、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得ます。
2. また、上記①、②において賠償の対象となる期間は、原則として、避難指示解除後相当期間経過までとなりますが、この相当期間は、今後の状況を踏まえて判断されるべきものとされています。

(Q & A)

問2. 移住をする場合、どのような賠償がされるのか。避難を続けた方が得をするのではないか。

(答)

1. 第二次追補では、避難を継続する方と移住しようとする方との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないこととされています。
2. 具体的には、帰還困難区域等に住居があった方が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指針で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められています。さらに、この場合には、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域から移住する方も、中間指針で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められるとされています。

(Q & A)

問3. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間は、何故本年8月末までなのか。今後、本年8月末までに帰還した場合には、帰還した時点で賠償は打ち切られるのか。

(答)

1. 旧緊急時避難準備区域（檜葉町以外）の解除後の相当期間については、①この区域におけるインフラ復旧は本年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる本年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等が考慮されて、本年8月末までを目安とすることとされました。
2. 今後、本年8月末までに帰還した場合には、実際に負担することがなくなった宿泊費等は賠償の対象となりませんが、精神的損害及び通常範囲の生活費の増加費用については、帰還した時期を問わず、8月末までの損害が賠償の対象となります。

(Q & A)

(追加問) 旧緊急時避難準備区域において、解除後の相当期間経過後も引き続き避難を継続した場合は、賠償されないのか。

(答)

1. 旧緊急時避難準備区域における解除後の相当期間は、第二次追補決定時点での事情を前提に目安として示されたものであり、今後、その事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当であるとされています。このため、状況によっては、第二次追補で示された相当期間の延長などがあり得ます。
2. また、相当期間経過後も、例えば一定の医療・介護等が必要な方や子供等に関して避難を継続せざるを得ないなど特段の事情がある場合には、賠償が継続されるものと考えられます。

(Q & A)

問4. 旧緊急時避難準備区域において、第3期到来前に帰還した場合には賠償の対象にならないのか。また、避難したくてもできなかった者は賠償の対象にならないのか。

(答)

第二次追補では、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた場合についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとされています。

(Q & A)

【2. 営業損害・就労不能等に伴う損害】

問5. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害の終期が具体的に示されていないが、いつまで賠償が受けられるのか。

(答)

1. 営業損害・就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、損害を被った事業者・勤労者の多様性等にかんがみ、第二次追補においては具体的な目安を一律に示すことは困難とされ、当面は示されず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されることとなります。
2. 仮に具体的な終期を判断する場合には、
 - ① 基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること
 - ② 一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業・転職等の可能性があること
等を考慮するものとされています。
3. また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を参考にすることも考えられますが、その場合には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が帰還する場合がある等の本件事故の特殊性にも留意する必要があるとされています。
4. なお、就労不能等に伴う損害の終期については、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来するものと考えら

(Q & A)

れます。

(Q & A)

問6. 営業損害・就労不能等に伴う損害について、転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合とはどのような場合か。また、元の営業や就労を再開して得た収入は賠償額から控除されるのか。

(答)

1. 第二次追補で示す「転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合」とは、例えば、避難者が、本件事故発生後の一般的には通常に営業・就労することが困難と考えられる状況下でそのような営業・就労を行った場合、他の業種でやむを得ず一時的に営業・就労を行った場合等、その営業や就労で得た収入について損害額から一律に全て控除することが不相当と考えられる場合が想定されます。
2. また、元の営業や就労を再開して得た収入であっても、一般的には再開が困難と考えられる状況下で営業や就労を再開した場合等、上記と同様にその営業や就労で得た収入について損害額から一律に全て控除することが不相当と考えられる場合には、一定期間又は一定額の範囲を「特別の努力」によるものとして、賠償額から控除しないことが考えられます。

(Q & A)

(追加問) 特別の努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」とは、具体的にどのようなものか。

(答)

1. 第二次追補では、営業損害・就労不能等に伴う損害を被った事業者・勤労者において、本件事故後の特別の努力と認められる場合には、これにより得た利益や給与等を損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要であるとされています。
2. この「合理的かつ柔軟な対応」については、本件事故後の営業・就労により得た利益や給与等のうち、一定期間又は一定額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しないこと等とされています。

(Q & A)

【3. 財物価値の喪失又は減少等】

問7. 帰還困難区域における不動産価値が全額賠償された場合、所有権は東京電力株式会社に移転するのか。

(答)

1. 第二次追補では、帰還困難区域内の不動産について、5年以上の長期間にわたり使用ができないこと等から、当面は市場価値が失われたものとして、当該不動産の価値が100パーセント減少（全損）したものと推認することで、当該不動産の価値の全額を賠償対象とすることができるとしています。
2. 特段の取り決めをせずに不動産の価値の全額の賠償を受けた場合、不動産の所有権は賠償を支払った者（東京電力株式会社）に移転するのが原則です（民法第422条：損害賠償による代位）が、賠償に当たり事前に当事者間で話し合いを行うことによって所有権が移転するかどうかを決めることが可能と考えられます。

(Q & A)

問 8. 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産は、全額の賠償がされないのか。また、その他の地域の不動産は賠償されないのか。

(答)

1. 第二次追補では、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産については、避難指示解除までの期間等を考慮して、一定程度の価値が減少したものと推認することができるとされています。どの程度の価値が減少したかについては、帰還困難区域内の不動産に準じ、使用できない期間等を考慮して推認することが考えられます。
2. 避難指示区域外の不動産についても、旧緊急時避難準備区域等については、中間指針において、現実に価値が減少した部分が賠償すべき損害とされており（中間指針第3の10）、これに基づき賠償を受けることは可能です。
3. また、これまでの指針で対象とされていない避難指示等対象区域外の不動産の価値に係る損害も直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて賠償対象と認められることがあります。

(Q & A)

問9. 第二次追補では不動産にのみ言及されているが、動産(木材、車、農機具等)の価値減少分はどのように賠償されるのか。

(答)

1. 避難指示等対象区域内の財物については、既に賠償の範囲が示されております。具体的には、
 - ① 避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が喪失・減少した場合
 - ② 放射性物質による汚染を原因として動産・不動産等の財物の価値が喪失・減少した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染のための費用等が必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるとされています(中間指針第3の10の(指針)Ⅱ))。

2. なお、東京電力においては、既に二輪・特殊自動車(建設重機、トラクター等)以外の自動車の賠償の基準を示していますが、その他の動産についても、4月中に支払方針を発表することとしています。

(Q & A)

問 10. 本件事故により財物価値が喪失又は減少した不動産は
買い取ってもらえるのか。

(答)

原子力損害賠償紛争審査会が決定・公表する指針は、本件事故による原子力損害の範囲等について定めるものであり、行政又は加害者による不動産の買い取りについて定めるものではありません。

(Q & A)

【4. 自主的避難】

問 1 1. 自主的避難について、平成24年1月以降はどのような場合が賠償の対象となるのか。どうして類型を示さないのか。

(答)

1. 平成24年1月以降の自主的避難に関しては、①第一次追補とは対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によっては、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となります。
2. 第一次追補では、①本件事故発生時から平成23年12月末までを対象期間としたこと、②本件事故発生当初における大量の放射性物質の放出による放射性被曝への恐怖や不安も対象としたこと、③東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの距離、放射線量に関する情報等を基に市町村単位で類型化することが可能であったこと等の事情がありました。しかしながら、平成24年1月以降については、こうした事情が異なるため、第一次追補のように一定の地域的範囲によって対象範囲を類型化することはせず、賠償が認められ得る場合を定性的に示した上で、個別の事例又は類型ごとに判断されるものとしています。